

議案第 34 号

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 31 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 11 年杉並区条例第 6 号）の一部
を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）」を「困難な問題を
抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）」に改める。

附則第 5 項から第 7 項までを削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の改正規定及び次
項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に改正前の第 4 条第 1 項に規定する
業務に従事したことにより、支給することとなった福祉事務所等業務手当で、同
日以後に支給するものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に改正前の附則第 5 項に規定する業務に従事したこと
により、支給することとなった防疫等業務手当で、同日以後に支給するものにつ
いては、なお従前の例による。

（提案理由）

防疫等業務手当の特例を廃止する等の必要がある。

杉並区職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(福祉事務所等業務手当)	(福祉事務所等業務手当)
<p>第4条 福祉事務所等業務手当は、介護保険法（平成9年法律第123号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）又は<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）</u>に定める業務に従事する規則で定める職員が家庭等を訪問したときに支給する。</p>	<p>第4条 福祉事務所等業務手当は、介護保険法（平成9年法律第123号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）又は<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）</u>に定める業務に従事する規則で定める職員が家庭等を訪問したときに支給する。</p>
2 略	2 略
附 則	附 則
1～4 略	1～4 略
	<p>5 <u>保健所及び保健センターに勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であ</u></p>

る感染症をいう。) から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第5条の規定は、適用しない。

6 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、規則で定める。

7 附則第5項の規定により防疫等業務手当を支給する場合には、第9条中「第3条から前条まで」とあるのは、「第3条、第4条、第6条から前条まで及び附則第5項」とする。